

「奈良モデル」による橋梁定期点検業務に関する協定書

奈良県知事 ◎◎ ◎◎（以下「甲」という。）と●●●●長 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、●●●●が管理する橋梁の定期点検業務について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「奈良モデル」の取組として、乙が甲に委託する橋梁定期点検業務（以下「業務」という。）について、その対象橋梁、実施方法及び費用負担等を定め、道路インフラの適切な維持管理の実現を目指すことを目的とする。

（対象橋梁）

第2条 本協定における対象橋梁は、別紙のとおりとする。

（実施方法）

第3条 甲は、「土木設計業務等委託必携 令和2年10月奈良県県土マネジメント部」に基づき業務を実施する。

（協定期間）

第4条 協定期間は協定締結日から令和 年 月 日までとする。

（費用負担）

第5条 甲が実施する業務に要する費用は、乙が負担する。
2 前項の乙が負担する費用は、 千円とし、委託費、事務費の合計とする。
3 事務費は委託費の2%以内とする。
4 第2項に示す負担額が確定した場合、甲は受託費変更通知書により乙へ通知し、受託費変更通知書を持って、協定変更したものとする。

（完了報告）

第6条 甲は、業務が完了したときは、速やかに乙に完了報告書を提出する。

（成果物の引渡し）

第7条 甲は、前条の完了報告書を提出した後、甲及び乙が立ち会いのうえ業務の完了を確認し、乙に業務の成果物（A4版1部と電子データ）を引渡す。

（費用の請求）

第8条 甲は、前条の完了確認後、精算調書により乙に費用の請求を行う。

（費用の支払い）

第9条 乙は、前条の精算調書を受領した日から30日以内に、甲に対して費用を支払う。

（苦情等の処理）

第10条 業務の実施に伴い生じた苦情等の処理は、甲及び乙が誠意を持って協議し対応する。

（損害の負担）

第11条 業務の実施に伴い生じた損害の負担は、甲及び乙が誠意を持って協議し対応する。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議する。

令和 年 月 日

甲 奈良県知事 ◎◎ ◎◎

乙 ●●●●長 ○○ ○○

「奈良モデル」による橋梁補修設計に関する協定書

奈良県知事 ◎◎ ◎◎（以下「甲」という。）と●●●●長 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、●●●●が管理する橋梁の補修設計について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「奈良モデル」の取組として、乙が甲に委託する橋梁補修設計（以下「設計」という。）について、その対象橋梁、実施方法及び費用負担等を定め、道路インフラの適切な維持管理の実現を目指すことを目的とする。

（対象橋梁）

第2条 本協定における対象橋梁は、別紙のとおりとする。

（実施方法）

第3条 甲は、「土木設計業務等委託必携 令和2年10月 奈良県県土マネジメント部」に基づき設計を実施する。

（協定期間）

第4条 協定期間は協定締結日から令和 年 月 日までとする。

（費用負担）

第5条 甲が実施する設計に要する費用は、乙が負担する。
2 前項の乙が負担する費用は、 千円とし、委託費、事務費の合計とする。
3 各会計年度における乙が負担する限度額は、次のとおりとする。
令和 年度 千円
令和 年度 千円
4 事務費は委託費の5%以内とする。
5 第2項及び第3項に示す負担額が確定した場合、甲は受託費変更通知書により乙へ通知し、受託変更通知書を持って、協定変更したものとする。

（完了報告）

第6条 甲は、設計が完了したときは、速やかに乙に完了報告書を提出する。

（成果物の引渡し）

第7条 甲は、前条の完了報告書を提出した後、甲及び乙が立会のうえ設計の完了を確認し、乙に工事の成果物を引渡す。

（費用の請求）

第8条 甲は、前条の完了確認後、精算調書により乙に費用の請求を行う。

（費用の支払い）

第9条 乙は、前条の請求書を受理した日から30日以内に、甲に対して費用を支払う。

（苦情等の処理）

第10条 設計の実施に伴い生じた苦情等の処理は、甲及び乙が誠意を持って協議し

対応する。

（損害の負担）

第12条 設計の実施に伴い生じた損害の負担は、甲及び乙が誠意を持って協議し対応する。

（その他）

第13条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議する。

令和 年 月 日

甲 奈良県知事 ◎◎ ◎◎

乙 ●●●●長 ○○ ○○

「奈良モデル」による橋梁補修工事に関する協定書

奈良県知事 ◎◎ ◎◎（以下「甲」という。）と●●●●長 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、●●●●が管理する橋梁の補修工事について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「奈良モデル」の取組として、乙が甲に委託する橋梁補修工事（以下「工事」という。）について、その対象橋梁、実施方法及び費用負担等を定め、道路インフラの適切な維持管理の実現を目指すことを目的とする。

（対象橋梁）

第2条 本協定における対象橋梁は、別紙のとおりとする。

（実施方法）

第3条 甲は、「土木工事共通仕様書（案）・土木工事施工管理基準・土木請負工事必携（土木工事請負必携 1／3～3／3） 平成31年4月奈良県土木マネジメント部」に基づき工事を実施する。

（協定期間）

第4条 協定期間は協定締結日から令和 年 月 日までとする。

（費用負担）

第5条 甲が実施する工事に要する費用は、乙が負担する。
2 前項の乙が負担する費用は、 千円とし、工事費、事務費の合計とする。
3 各会計年度における乙が負担する限度額は、次のとおりとする。
令和 年度 千円
令和 年度 千円
4 事務費は工事費の5%以内とする。
5 第2項及び第3項に示す負担額が確定した場合、甲は受託費変更通知書により乙へ通知し、受託変更通知書を持って、協定変更したものとする。

（完了報告）

第6条 甲は乙に対して、工事の前払金及び部分払に基づき甲が負担した費用について、前条第3項の限度額を超えない範囲で部分払を請求することができる。
2 甲が部分払を請求しようとするときは、部分払調書により乙に費用の請求を行う。

（完了報告）

第7条 甲は、工事が完了したときは、速やかに乙に完了報告書を提出する。

（成果物の引渡し）

第8条 甲は、前条の完了報告書を提出した後、甲及び乙が立会のうえ工事の完了を確認し、乙に工事の成果物を引渡す。

（費用の請求）

第9条 甲は、前条の完了確認後、精算調書により乙に費用の請求を行う。

（費用の支払い）

第10条 乙は、前条の請求書を受理した日から30日以内に、甲に対して費用を支払う。

（苦情等の処理）

第11条 工事の実施に伴い生じた苦情等の処理は、甲及び乙が誠意を持って協議し対応する。

（損害の負担）

第12条 工事の実施に伴い生じた損害の負担は、甲及び乙が誠意を持って協議し対応する。

（その他）

第13条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議する。

令和 年 月 日

甲 奈良県知事 ◎◎ ◎◎

乙 ●●●●長 ○○ ○○

派遣職員の取り扱いに関する協定書

「奈良モデル」による橋梁補修工事に関する協定書に基づき、奈良県（以下「甲」という。）が●●●●（以下「乙」という。）から工事を受託するにあたり、乙から甲に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の身分取扱い等について、次の通り協定を締結する。

1 派遣職員の職・氏名

●●●● 所属 役職 △△ △△

2 派遣期間及び従事する業務

（派遣期間）

派遣期間は協定締結から令和 年 月 日までとする。ただし、必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、その期間を延長又は短縮することができる。

（従事する業務）

従事する業務は橋梁補修工事に係る積算業務、打合せ、現場立会、書類確認、完了検査等とする。ただし、必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、その従事する業務を増加又は減少することができる。

3 業務に従事する所属

奈良県 県土マネジメント部 ▲▲土木事務所

4 身分

派遣期間中、甲は派遣職員が乙において保有する職と同等と認める職に併任するものとする。

5 給与

派遣職員の給料（給料の調整額を含む。）及び諸手当は、乙がその関係規程に基づいて支給する。

6 旅費

派遣職員の旅費は乙がその関係規程に基づいて支給する。

7 服務及び勤務条件等

派遣期間中の派遣職員の服務、勤務時間その他の勤務条件については、乙の関係規程を適用する。

8 分限及び懲戒

派遣職員の分限処分及び懲戒処分は、その都度甲及び乙が協議するものとする。

9 公務災害補償

派遣職員の公務災害補償等負担金は、乙の関係規定に基づき、乙が負担する。また、派遣職員の公務又は通勤の災害による災害についての認定請求手続き及び補償請求手続きは、甲の報告に基づき乙が行うものとする。

10 共済組合

派遣職員は奈良県市町村職員共済組合の組合員とし、派遣職員に係る掛金及び負担金は乙が奈良県市町村職員共済組合に払い込む。

11 健康管理

派遣職員の健康管理は乙が行う。

12 勤務状況、健康状況等の報告

（1）乙は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について、必要に応じ甲に報告を求めることができる。

（2）派遣職員の身分、給与、健康状況等に変動があったときは、その都度甲及び乙が相互に通知する。

13 その他

本協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

（甲）奈良県
奈良県知事 ◎◎ ◎◎

（乙）●●●●
●●●●長 ○○ ○○